

移転価格通信

2016年7月

全面的にBEPSを推進する背景の下、移転価格通信 – 国家税務総局が関連申告及び同時文書に関する重要な新規定を公布。

中華人民共和国国家税務総局(以下、「国税総局」と略する)は2016年6月29日に正式に国家税務総局公告2016年第42号(以下、「42号公告」と略する)を公布した。42号公告は従来の「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号文、以下、「2号文」と略する)の第2章「関連申告」、第3章「同時文書管理」、第74条「コストシェアリングの管理」及び第89条「過少資本の管理」、及び2008年国税総局公布の「中華人民共和国企業年度関連取引報告表」の通達(国税発[2008]114号文)を改定する。

42号公告の関連規定は2016年以降の会計年度に適用される。これにより、2009年2号文の公布以来、中国における移転価格の関連申告及び同時文書の管理が新たな時代に突入したと言える。同時に、中国税務機関の納税者に対する移転価格の情報開示の要求がこれまでにない全面的、且つ詳細となったことを意味する。内容の深さ、広さにおいて、かつてない水準の高い要求となっている。このような変化は、納税者への影響が大きい。例えば、情報収集、財務データの転換、グループの移転価格策定及びグローバルバリューチェーン貢献の分析等を如何に実施するかを検討しなければならない。

42号公告の解釈による変化と新たな要求の詳細説明前に、まずは、納税者が留意すべきポイントは下記のとおりである。

観察:

- ▶ **経済協力開発機構(「OECD」)の税源浸食と利益移転(「BEPS」)プロジェクトの影響:** 国税総局はOECD BEPSプロジェクト成果物の提案の多くを採用しており、「国別報告書/マスターファイル/ローカルファイル」の移転価格同時文書の三層構造を導入した。
- ▶ **バリューチェーン分析:** 42号公告の新たな要求として、バリューチェーンに参加する企業それぞれの貢献及びグループ利益全体のバリューチェーンにおける配分原則及び結果等が挙げられる。また、同時文書に、バリューチェーンの各参加企業の財務諸表の開示が要求される。これらのグローバルを対象とする情報収集は国別報告書の要求を超えるものであり、具体的な実務運営において、実行可能性、企業の機密情報への波及、情報開示の保護につき、更なる観察が待たれる。
- ▶ **地域性特殊要因の分析:** 地域性特殊要因の分析は、2014年「国際連合移転価格マニュアルドラフト」中国の実務の章においても国税総局が言及している。また、国税総局は継続して強調しているトピックである。地域性特殊要因は多くの移転価格調査事案及び事前確認協議における調整項目の要となっている。地域性特殊要因の概念は「特別納税調整実施弁法」(パブリックコメント案)においても強調されていた。42号公告では、同時文書の関連取引の章において、納税者は、地域性特殊要因に対する描写及び説明を要求される。同時に、42号公告は、納税者が地域性特殊要因のバリューチェーンに対する貢献の定量化と帰属を分析することを要求している。ただし、如何に定量化するかについて詳細な指導は無いため、納税者にとって課題の一つとなっている。
- ▶ **グループ内役務:** グループ内役務取引は引き続き焦点の一つである。42号公告は従前の「特別納税調整実施弁法」(パブリックコメント案)(前回の移転価格通信を参照)のようにグループ内役務取引に対する特殊事項ファイルを要求していないものの、詳細な情報開示を要求している。例えば、これには、サービス費用の具体的な計算方式及びサービスの受益性テストを含む。
- ▶ **新たに増加された関連取引報告表:** 関連取引報告表は9枚から22枚に増加し、開示要求される情報は大きく増加した。同時に、一定の情報、例えば国内外関連取引の利益セグメント等、従来の2号文では同時文書の中で開示が要求されていたものが、42号公告では関連取引報告表の一つとして要求されている。関連取引報告表における情報は同時文書と比較して、より容易に税務機関のデータベースに入力され、納税評価及び税務調査の基礎データとなる。よって、これらの新たな情報、例えば、国内外関連取引の利益セグメントが、低税率の国家/地域との関連取引によるものであり、中国企業が獲

得すべき利益水準より低い利益しか獲得していない場合、税務機関の質疑を招き、移転価格調査を導く可能性もある。

以下に、42号公告による関連取引報告表及び同時文書に関する重要な変更点をまとめ、弊社の考察と納税者へのアドバイスを提供する。

同時文書の要求:

42号公告は、OECDのBEPS第13項行動計画における提案を採用し、関連取引報告表の一部としての「国別報告書表」の開示と、同時文書としてのマスターファイル及びローカルファイルを要求する。また、コストシェアリング協議及び過少資本税制にかかわり、特殊事項ファイルの準備を要求している。

マスターファイル及びローカルファイルの準備義務の基準:

以下に合致する企業は同時文書であるマスターファイル、ローカルファイルを準備しなければならない。マスターファイル、ローカルファイルの準備義務の基準は以下のとおりである:

- ▶ **マスターファイル:** 年度の関連者間取引の総額が10億人民元を超える或いは年度に国外関連者との間で取引を行っており、かつ当該企業が連結される財務諸表の最終持株会社の所属する企業集団がすでにマスターファイルを作成している場合、準備しなければならない。
- ▶ **ローカルファイル:** 年度の関連取引の金額が次のいずれかの状況に該当する:
 - ▶ 有形資産の所有権の譲渡金額(来料加工業務については年度の輸出入通関価格により計算)が2億人民元を超える;
 - ▶ 金融資産の譲渡金額が1億人民元を超える;
 - ▶ 無形資産の所有権の譲渡金額が1億人民元を超える;
 - ▶ その他関連取引の合計金額が4000万人民元を超える(例えば、グループ内役務、無形資産使用权、関連融資取引等)。
- ▶ **同時文書の免除:** 2号公告は、関連取引が国内関連者のみとの間で生じている場合、マスターファイル、ローカルファイル、特殊事項ファイルの準備を要求しないとしている。これは2号文の規定と異なる。従来の2号文規定によると、外資持分が50%未満及び国内関連者とのみ取引を行う場合、同時文書の準備を免除するとされている。42号公告は、クロスボーダー取引に対する同時文書の基準を明確には設置していない。そのため、クロスボーダー取引が存在する限りにおいて、取引金額の多

¹パブリックコメント案に関する前回の移転価格通信は以下のリンクを参照
[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-tp-alert-consultation-draft-circular-cn/\\$FILE/EY-china-tp-alert-consultation-draft-circular-cn.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-tp-alert-consultation-draft-circular-cn/$FILE/EY-china-tp-alert-consultation-draft-circular-cn.pdf)

寡に関わらず、当該免除規定は適用されない。本部が海外に所在する多国籍企業からすると、大多数の中国子会社がクロスボーダー関連取引を回避することは難しく(本社サービス費等)、よって、当該免除規定は実質的な効果は低いと考えられる。

- ▶ **特殊事項ファイル:** 特殊事項ファイルには、コストシェアリング協議にかかる特殊事項ファイルと過少資本税制にかかる特殊事項ファイルを含むことが規定された。企業がコストシェアリング協議を締結するか、或いはその関連債務の比率が規定の比率を超える場合、特殊事項ファイルを準備しなければならない。また、特殊事項ファイルには、より特別な情報を開示する必要がある。留意点として、2号文においては特殊事項ファイルの概念は無いものの、2号文のフレームワークの下、企業は上述二つの状況に合致する場合、即ち、コストシェアリング協議の締結或いは関連債務が規定の比率を超える場合、同様に、別途の同時文書の準備が必要であった。よって、42号公告は全く新たな要求を提示したわけではなく、2号文の基礎の下、追加の開示内容を要求している。
- ▶ コストシェアリング協議特殊事項ファイル(参加者以外による協議の成果の使用状況、支払金額及び形式、また支払金額の各参加者間の配分方式、予測収益の計算、パラメータの選定、計算方法及び変更理由を含む)
- ▶ 過少資本特殊事項ファイル(融資条件、融資金額及び利率を非関連者であれば進んで受け入れるか否か)
- ▶ 事前確認を執行する場合、ローカルファイル及び特殊事項ファイルの準備を要求されない。また、事前確認にかかわる関連取引の金額はローカルファイルの準備

基準の範囲に含めない。これは、中国税務機関が企業の事前確認協議を奨励する姿勢であり、将来、中国の事前確認が促進されると考えられる。

マスターファイル及びローカルファイルの報告期限の要求:

- ▶ 42号公告は同時文書の準備期限を延長した。現行の2号文規定では企業は関連取引が発生した年度の翌年5月31日までに当該年度の同時文書の作成を終了しなければならない。42号公告は、マスターファイルを企業グループの最終持株会社の財務年度終了の日から12ヶ月以内に準備しなければならないとし、ローカルファイル及び特殊事項ファイルについては、関連取引発生年度の翌年6月30日までに準備しなければならないとした。つまり、ローカルファイルをマスターファイルより先に準備しなければならない。マスターファイルは一般的に最終持株会社が完成させるため、子会社は親会社と積極的なコミュニケーションを適時に図り、マスターファイルとローカルファイルの開示内容の一貫性を確保し、準備要求の時間差によるデータ開示の差異或いは不備を招かないようにすることが要求される。
- ▶ 42号公告規定によると、これらの同時文書は、税務機関の要求があった日から30日以内に提出しなければならない。現行の2号文が要求する20日以内と異なる。

42号公告は同時文書準備の期限を延長したものの、同時文書の基準及び開示内容に対し多くの要求を提示した。これは、納税者により多くの挑戦をもたらすであろう。企業はなるべく早く自社の関連取引が2016年度の同時文書の基準に達するか否かを評価し、より多くのコンプライアンス作業に対応するため、十分な内部リソースを用い、また、適時に外部の専門家のサポートを受ける必要がある。



マスターファイル及びローカルファイルの内容要求:

マスターファイルは主に多国籍グループのグローバル業務の全体状況を提供するものである。42号公告によるマスターファイルの記載要求は、BEPS第13項行動計画の提案と基本的に一致している。ただし、42号公告は、これらの一定の情報開示に対し、より詳細を求めている。例えば、グループの産業構造調整及び主要な研究開発機構

の主な機能、リスク、資産及び従業員等が挙げられる。企業の税務及び財務人員は適時にグループ本部と連絡を取り、マスターファイルの準備状況を確認する必要がある。もしグループとして既に準備が完了している場合、企業はグループレベルのマスターファイルを取得する必要がある。一般の状況下では、グループレベルで準備されたマスターファイルは多くの42号公告の記載要求をカバーしているが、企業は、42号の要求と比較し、一定の情報に対してより詳細な描写が必要か否かを決定することになるであろう。

42号公告におけるローカルファイルの要求は2号文を基礎とし、より詳細な記載要求がなされている。主な追加事項には下記を含む。

| 新たに追加された記載事項 | 具体的な影響 |
|---|--|
| <p>バリューチェーン分析:</p> <p>同時文書における関連情報の開示の中で、詳細なバリューチェーン分析を実施しなければならない。例えば、バリューチェーンの各段階の関与者の直近財務年度の財務諸表、グローバルなバリューチェーンにおける企業グループの利益の配分原則及び配分結果、地域性特殊要因の企業の創造価値への貢献の定量化とその帰属。</p> | <p>バリューチェーン分析は企業のグローバルなバリューチェーンにおける利益の帰属の開示を要求する。これは納税者に対し、情報収集、データ分析、開示方式等の方面において非常に高い要求が提示されたことを意味する。</p> <p>ローカルファイルにおいて要求されるバリューチェーン分析はBEPSの要求を超えており、この要求は企業のグループ全体の業務のより詳細な分析と理解を要求している。企業は、如何にバリューチェーンにおける利益配分状況を収集し、披露するか戦略について検討し、グループ本部と各関与者の直近財務諸表の開示方式について議論しなければならない。同時に、企業が情報を収集する過程において、中国企業がバリューチェーンにおいて獲得するリターンがその貢献価値と一致しないことが判明した場合、つまりグループの利益のグローバルバリューチェーンにおける配分原則或いは配分結果が各子会社の経済貢献と合致しない場合には、適時、グループ本部と詳細にコミュニケーションを取り、適当に調整を実施する必要がある。如何に詳細なバリューチェーン分析を行うかについては、企業は税務コンサルタントに相談することもできる。</p> |
| <p>グループ内役務取引の詳細な開示:</p> <p>役務発生後の各当事者の受益状況、役務のコスト費用の集計方式、項目、金額、配賦基準、計算過程及び結果等を要求。</p> | <p>ローカルファイルにおけるグループ内役務の詳細な開示要求の考えは、2015年に公布された「国家税務総局による企業が国外関連者に支払う費用に関する企業所得税問題の公告」(16号公告)におけるグループ内役務費に対する要求と一致している。企業は、自社のグループ内役務取引の性質、価格原則、及び受益状況等について詳細に理解しなければならない。本部に対するサービス費用が存在する場合、サービス費用に関するプランニングと文書の準備に留意を要する。</p> |
| <p>対外投資状況の開示:</p> <p>対外投資プロジェクトの概況及び運営データの具体的な開示を要求。</p> <p>関連者間の持分譲渡:</p> <p>関連者との持分譲渡に関連する情報の同時文書における詳細開示を要求。持分譲渡価格、背景、支払方式、持分譲渡収益等を含む。持株譲渡に係るデューデリジェンス報告書または資産評価報告書など。</p> | <p>対外投資及び関連者との持分譲渡取引の開示要求は、税務機関が被支配外国企業及び関連者との持分譲渡の関連調査に益々注目することを示唆している。</p> <p>42号公告は、持分譲渡を関連取引の範囲に追加した。これは2009年2号文の関連取引の内容に対する重要な改正である。グループ内の合併、分割持分の譲渡等の関連者との持分取引が存在する企業は、持分価格の価格政策の問題について十分に考慮し、取引背景、持分支払方式等の要素に基づき、価格分析を実施し、価格が独立企業原則に合致することを確保する必要がある。必要に応じて、デューデリジェンス報告書または資産評価報告書を準備及び保存し、税務機関からの質疑に備えなければならない。</p> |

新たに追加された開示事項

具体的な影響

地域性特殊要因の取引価格への影響:

地域性特殊要因につき、労務コスト、環境コスト、市場規模、市場競争の程度、消費者の購買力、商品或いは役務の代替可能性、政府規制など面から分析しなければならない。

42号公告は、国内法規として、取引価格への影響要因の説明において地域性特殊要因を考慮しなければならないことに言及した。これは中国税務機関がロケーションセービング及びマーケットプレミアム等の要因が移転価格のアレンジに与える影響が大きいとみなしていることを意味する。

他国/地域における事前確認の開示:

企業の関連取引と直接に関連する、中国以外の国家の税務主管当局と調印済みの事前確認及びその他の租税裁定の開示の要求。

他国/地域における事前確認の開示は中国税務機関が関連取引にかかる情報開示の透明性に対し、より高い要求を提出したことを意味する。中国税務機関は他国/地域における事前確認協議において中国に不利なアレンジに対し、質疑を提出する可能性がある。

関連関係及び関連取引の定義:

42号公告は関連関係の認定に対し、改正と補足を行った。例えば、自然人の定義及び借入貸付/資本の比率の計算指標の改正がある。また、双方に実質的にその他の共同利益が存在する場合も関連者と認定される。さらに、金融資産譲渡を関連取引に加えた。無形資産の範囲として、商業機密、秘密、顧客リスト、販売ルート等も加えられた。

42号公告は金融資産及び無形資産の関連取引に対し更なる定義を行った。また、金融資産譲渡取引及び無形資産の所有権譲渡取引をそれぞれ単独の同時文書準備の基準として加えた。将来、税務機関は金融資産と無形資産に関連する移転価格アレンジにより重視することが予想される。企業は金融資産及び無形資産譲渡に関するアレンジ或いは計画における取引形式及び取引金額により考慮し、関連者との金融資産及び無形資産の譲渡価格が独立企業原則に合致することを確保する必要がある。

新たに追加されたローカルファイルの義務基準:

42号公告は、年度の金融資産の譲渡金額が1億人民元を超える場合或いは関連無形資産の所有権の譲渡金額が1億人民元を超える場合、ローカルファイルを準備しなければならないとした。

関連取引報告表

42号公告は、国税発[2008]114号文に替わり、関連取引報告表に対し大規模な改定を行った。42号公告による関連取引報告表の追加及び改定の主な内容は以下のとおりである。

新たに追加された開示内容

報告表の枚数の増加: 従来9表であった報告表が22表に増加した。新たに追加された内容は次の表である:「報告企業情報表」、「金融資産取引表」、「権益性投資表」、「コストシェアリング表」、「国外関連者情報表」、「年度関連取引財務状況分析表(報告企業個別財務諸表の情報)」、「年度関連取引財務状況分析表(報告企業の連結財務諸表の情報)」及び国別報告書の開示表3表。

報告企業の情報に対し、全面的な開示の要求: 42号公告における「報告企業情報表」は報告企業の各種基本情報の開示を要求する。企業内部組織情報(組織の部門名称、部門の職責業務範囲及び履行する職責業務のプロセス、業務プロセス、関連部門の従業員数等)、企業高級管理者の個人情報(上場会社の董事会秘書、マネージャー、副マネージャー、財務責任者及び会社章程に規定されるその他の従業員)及び企業の上位5名(社)の株主情報。

新たに追加された「金融資産取引表」: 当該表は関連金融資産譲渡と受渡取引の開示を要求する。

新たに追加された「権益性投資表」: 当該表は権益性投資の状況、権益性投資の配当分配の状況(境内外の関連及び非関連者株主に対する配当をそれぞれ開示することを要求)及びトップ5名の株主の配当分配状況。

新たに追加された「コストシェアリング協議表」: 当該表はコストシェアリング協議の基本情報、参加者の情報、本年度参加者以外による協議の成果の使用状況が発生したか否か、コストシェアリング協議の変更或いは中止の状況の開示を要求する。

国外関連者の情報開示を要求: 42号公告に新たに追加された「国外関連者情報表」は対象年度に報告企業と関連取引を行った主要な国外関連者企業(各種取引の上位5社の国外関連者企業)の基本情報(登録住所、会社住所、経営範囲、実際の税負担等を含む)の開示を要求する。

新たに追加された「年度関連取引財務状況分析表(報告企業の個別財務諸表情報)」及び「年度関連取引財務状況分析表(報告企業の連結財務諸表情報)」: 関連取引報告表の記入対象となる納税者は全て本表を記入しなければならない。

新たに追加された開示事項

新たに追加された「国別報告書—営業収入、租税及び経営活動の国別分布表」、「国別報告書—多国籍グループのメンバー実体リスト」及び「国別報告書—附加説明表」:当該表はOECDのBEPS項目第13項行動計画で公布された国別報告書情報の開示要求と完全に一致している。下記の状況のいずれかに該当する居住者企業は、国別報告書に記入しなければならない。

- ▶ 当該居住者企業が多国籍グループの最終持株企業であり、かつ、グループの前会計年度の連結売上高が55億円を上回る場合;或いは
- ▶ 当該居住者企業が企業グループにより国別報告書の提出企業として指定される場合。

調整された開示内容

一部の報告書の合併及び分離。42号公告は有形資産と無形資産の使用権及び所有権を区別し、従来表3を表5と表6に分けた。

関連取引の詳細開示の基準を調整。従来総額の10%という開示要求の基準から上位5社の関連者名称及び取引金額に改定。

従来表9「対外支払金額状況表」における対外支払金額の項目内容の開示を簡素化。従来17項目の開示内容を8項目の開示内容に縮小。例えば、「寄贈支出」を追加、「コミッション」及びその他10項目の具体的な役務費名目を削除した。

削除された開示内容

従来表8「対外投資状況表」を削除。²

従来表9「対外支払金額状況表」における既に控除された源泉所得税の金額及び租税協定優遇を削除。

企業関連取引価格政策及び国外非関連者名称及び取引金額の開示要求を削除。

国別報告書

特別に留意が必要なこととして、上述の新しく追加、調整、及び削除された開示内容以外に、42号公告における非常に重要な変更は国別報告書の具体的な情報開示要求に対し、具体的に規定したことである。これはOECDの国別報告書の要求と基本的に一致している。国別報告書の提出基準に合致する場合、最終持株企業が多国籍企業グループの国別報告書を提出する。ただし、多国籍企業が他国の関連規定により国別報告書の準備をしなければならない場合、下記のいずれかの条件に該当する場合、税務機関は、調査対象企業に直接に提供するよう要求できる:

- ▶ 多国籍グループが全ての国に国別報告書を提出していない。
- ▶ 多国籍グループが既に他国に国別報告書を提出済みであるが、国別報告書の受取国と中国との間で国別報告書の自動情報交換体制を未だ構築されていない。

- ▶ 多国籍グループは既に他国に国別報告書を提出済みであり、かつ、国別報告書の受取国と中国との間で既に国別報告書の自動情報交換体制を構築しているが、国別報告書が実際には中国へ交換されるに至っていない。

国別報告書において開示が要求される情報は多国籍グループのグローバル経営に及び、また多国籍グループ内の異なる租税管轄地の企業は異なる会計準則、基準及び決算期等を適用している可能性もあり、企業が情報収集及び整合性の面で各種の困難及び問題を抱えることが予想される。納税者にはなるべく早くグループ本社と関連する記入方式に関して討論し、各社のデータ提出の期限、基準等の統一を図ることをお勧めする。また、国別報告書により、グローバルなデータ開示に透明性が増すことになるため、企業は早めに関連データの開示がもたらす潜在的なリスクを判断し、予防しなければならない。

留意点として、42号公告は国別報告書の免除条件を規定した。最終持株企業が中国居民企業である多国籍グループは、その情報が国家安全に係る場合、国家の関連規定に基づき、国別報告書の一部或いは全部の記入を免除される。

² 国家税務総局が2014年6月30日に公布した「居住企業報告国外投資及び所得情報に関する問題の公告」(国家税務総局2014年第38号)、2014年9月1日に従来表8「対外投資状況表」を廃止

下記はその他主要国家及び地域の国別報告書の実施状況である：

| 正式に立法化及び実施済み | まだ正式に立法化されていないがドラフト公布済 |
|---|---|
| 米国、英国、フランス、オランダ、アイルランド、デンマーク、イタリア、ポーランド、ポルトガル、スペイン、EU、インド、日本、オーストラリア、メキシコ | ドイツ、オーストリア、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、ロシア、スロベニア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ |

2016年6月時点

関連取引報告表に対する観察

42号公告はBEPS第13項行動計画（移転価格文書及び国別報告書）を基礎として、関連取引報告表に大きな変更を施した。報告企業自身の状況、多国籍企業の国外関連者の情報に対する透明性及び明瞭さの要求に具体性と詳細さが増した。42号公告が納税者にもたらす影響及び提案する対応措置は下記のとおりである。

- ▶ 中国税務機関は国外関連企業の情報収集を強調した。例えば、報告企業と重大な関連取引が存在する国外企業の基本情報及び実際の税負担状況。実務操作の面からは、報告企業がマスターファイル及び国別報告書を準備する義務があるか否かに関わらず、42号公告は既に中国税務機関が関連取引及び多国籍企業の国外状況を把握するための開示要求を強化している。
- ▶ 新たに追加された報告企業自身の情報の全面的な開示（例えば、部門名称、部門職責範囲及び履行する業務のフロー、関連部門の従業員数）は中国税務機関が企業のバリューチェーン及び中国国内企業のグローバルなバリューチェーンにおける貢献等の情報に対する重視を体現している。
- ▶ 当該表を記入する義務がある企業は全て「年度関連取引財務状況分析表」を開示しなければならない。税務機関からすると、報告企業の関連取引の結果及び財務状況を速やかにある程度把握することができる。企業の関連者及び非関連者の財務結果の差異が大きい場合、主管税務機関の関心と質疑を招く可能性がある。

よって、戦略面から言えば、多国籍企業はなるべく早急に対応措施を検討し、グローバルな税務フレームワーク、中国ビジネスに関わるバリューチェーン、及び関連者価格のアレンジが合理的か否か等を評価する必要がある。これらの作業は多国籍グループの最終持株会社及び各構成事業体（中国国内企業を含む）による協力を要し、早急に対応する必要がある。報告企業は、マスターファイルの義務があるか或いは国別報告書の対象となる場合、国外関連会社と適時にコミュニケーションを行い、各ルートから提出される情報の一致性を確保するよう強くお勧めする。

また、実務面から言えば、上述の新たに追加された開示要求は、報告企業の財務及び税務チームに作業負担をもたらす。企業の内部部門組織及び履行する職責業務プロセスを整理し、国外関連企業の情報を収集し、移転価格アレンジの実態を反映させるため、「年度関連取引財務状況分析表」を合理的なセグメント方法と基準で作成する等、多くの時間と努力を要することが予想される。よって、企業には事前に情報収集の作業を構築するようお勧めする。

まとめ

2号文が施行されたこの8年間において、中国税務機関の移転価格に対する関心度はより高まった。近年、中国税務機関は積極的にOECDが主導するBEPS行動計画に参加し、2014年から、呼応して、税総弁発[2014]146号「国家税務総局弁公庁による対外支払多額費用反租税回避調査に関する通知」、国家税務総局公告2015年第16号「企業の国外関連支払費用に関する企業所得税問題の公告」を公布した。今回の42号公告は2号文及び国税発[2008]114号文の内容に対し、大幅な改正を行った。また、移転価格に関連する調査及び調整手段も同様に日増しに成熟さを増し、事案数及び関連する取引金額も年々増加している。

42号公告による、関連取引報告表にて新たに追加された報告企業情報、国外関連者情報及び年度関連取引財務状況の開示要求、及び国別報告書の開示要求（適用される場合）、ローカルファイルにおけるグローバルバリューチェーンの分析によるグローバルな利益配分の分析、地域性特殊要因分析及び役務取引の開示、及びマスターファイルにおける開示（適用される場合）は、中国税務機関が問題のある企業を効率的かつ適時に識別し、相応する措置を講じるのに有利となる可能性がある。

グローバルのグループサプライチェーン及びバリューチェーンの価値創造の観点から、企業は十分なリスク評価及び情報収集を事前に行い、適時、問題点に対しコミュニケーションを通じた準備作業を行う必要がある。また、より厳格さと透明性を増した関連取引の開示要求に対応しなければならない。そのため、企業には、専門家の税務コンサルティングと相談を受けられることをお勧めする。

企業は、来年の同時文書の準備期限の前までに、42号公告において規定されたより厳格な同時文書の要求に対し、十分な準備を行う必要がある。

安永中国移転価格パートナー

北京

Joanne Su
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

Leonard Zhang
+86 10 5815 2815
leonard.zhang@cn.ey.com

上海

Travis Qiu
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

Julian Hong
+86 21 2228 2726
julian.hong@cn.ey.com

Kana Sakaide
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

Mark Ma
+86 21 2228 4763
mark.ma@cn.ey.com

Janice Ng
+86 21 2228 2938
janice.ng@cn.ey.com

広州

Carter Li
+86 20 2881 2701
carter.li@cn.ey.com

深川

Lawrence F Cheung
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com

Jean N Li
+86 755 2238 5600
jean-n.li@cn.ey.com

香港

Curt Kinsky
+852 2629 3098
curt.kinsky@hk.ey.com

Martin Richter
+852 2629 3938
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei
+852 2629 3941
kenny.wei@hk.ey.com

Justin Kyte
+852 2629 3880
justin.kyte@hk.ey.com

台北

George Chou
+886 2 2720 4000 Ext. 2735
george.chou@tw.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

© 2016 安永（中国）企業咨询有限公司

All rights reserved.

APAC no. 03003546

ED None.

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/china